

団体要望の公表に関する方針

1 公表の目的

この方針は、団体等からの市政に関する意見、要望、提言等（以下「団体要望」という。）の内容及びそれらに対する市の考え方を広く市民と共有することにより、市政運営の透明性を高めるとともに市政への市民参加を促進することを目的とする。

2 公表の対象

団体要望について、次の項目を除いたものを公表の対象とする。

- (1) 趣旨が不明でその確認が困難なもの
- (2) いたずら等と認められるもの
- (3) 専ら企業等の営業行為又は個人の売込行為と認められるもの
- (4) その他公表に適さないと判断されるもの

3 公表の方法

公表は、次に掲げる事項について市ホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者名
- (3) 要望を行った年月日
- (4) 要望書（意見書や陳情書など要望と判断できるものを含む。）
- (5) 回答を行った年月日
- (6) 回答書

4 公表の範囲

団体要望の受領時には、団体等に情報の公表を行うことを説明し、原則、公開する。ただし、要望書に個人情報、プライバシーに関する情報、事業者の企業秘密等が記載されている場合は当該部分を除いて公表する。

5 公表の時期

要望書の公表は、要望書を受理した日以後に行う。また、回答書の公表は、要望をした団体等に回答をした日以後に行うものとする。

6 公表の期間

公表の期間は、要望書を受理した日の属する年度から 5 年間とする。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に受理した団体要望について適用する。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に受理した団体要望について適用する。

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室